

東海の古代

第282号 2024年2月

会長 : 畑田寿一
編集 : 石田泉城 投稿先アドレス : toukaikodai@yahoo.co.jp
HP : <http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm>

倭人の故郷

一宮市 畑田 寿一

一般には「倭人」は日本人のことと考えられている。

しかし、中国の史書に記されている「倭人」、「倭人の国々」、「倭王」にはそれぞれの意味があり、存在していた場所の差があると考えると意味が取れない。今回は中国の史書を眺め直すことにより、中国側がどの様に倭人を理解していたかを探ってみたい。

1 中国の資料にみる「倭人」記述

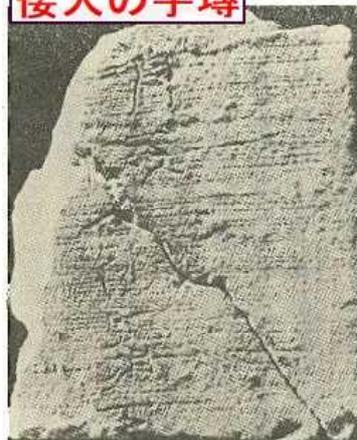
「倭」に関する一番古い中国文献の表記は『論衡』の「倭人」、次に『山海經』の「倭」、『漢書』地理志の「倭人」、金印の「漢委奴國王」、『三國志』魏書烏丸鮮卑東夷傳の「邪馬壹國」、『後漢書』東夷列傳の「邪馬臺国」、『隋書』東夷傳の「倭國」、『舊唐書』の「倭國」「日本」などである。その内のいくつかを取り上げてみたい。

(1) 曹操一族の墓

1974年黄河流域の亳州市の曹操一族の墓から「有倭人以時盟不」と書かれた磚（レンガ）が見つかった。墓は西暦170年頃の構築と考えられている。磚の上部は欠落しており、日本での通説では欠落部分に「樂浪海中」文字を充てて日本の倭人としているが、当時まだ三国志も後漢書も存在しない。この付近には「倭」が付く地名が多くあり、倭人が住んでいた。また、注目すべきことはこの時代、中国では農民や工人までが文字が書けた。

倭人は中国では非漢民族の一部で、「水辺の民」と考えられており、黄河中流域に存在していた。なお、磚の「倭」を「おじん」と読むのかについては異論がある。その根拠は「禾」の部分の縦棒が横棒になっている点であるが、仮に「妾」と呼んだ場合、意味不明となる。

倭人の字磚



有倭人以時盟不

(2) 論衡

論衡の内に「成王之時、越常獻雉、倭人貢暢」の文言がある。論衡の成立は紀元前10世紀ごろとされているが、日本列島の稲作が紀元前10世紀に遡るに伴い、急に真実味を帯びてきた。しかし、「越」と並べて書かれていることから長江流域を指すと考えられる。

(3) 山海經

山海經は紀元前から3世紀頃に造られた地理書である。その内の海内北經に「蓋国在鉅燕南、倭北、倭屬燕。(蓋国は鉅燕の南、倭の北、倭は燕に属する)」と記述されている。この場合の燕は遼東半島の西を指し、倭は山東半島の西付近を指すと思われる。中国北部の朝鮮半島の根本付近にも倭人は居た。

① 漢書、後漢書

漢書の巻21に「宣公倭(倭)立」の記事がある。紀元前6世紀頃で河南省の黄河流域と思われる。倭や倭は卑字とされており、宣公自体も密通の子であるため、このような諱で呼ばれた可能性はある。後漢書巻120の鮮卑の条にも「聞倭人善網捕於魚」の記事があり、紀元前3世紀の黄河流域を指す。

② 魏志倭人伝

有名な魏志倭人伝には2つの倭人の位置が示されている。

(ア) 倭人在帶方東南大海之中

(イ) 從郡至倭 循海岸水行 歷韓國 乍南乍東 到其北岸狗邪韓國

「倭人は海の彼方にあるが、その北の端は朝鮮半島の南部の狗邪韓國に接している」。

①は通説で取り上げられるが、②については「朝鮮半島の端は狗邪韓國であり、海の向こうに倭人が居る。」と解釈されることが多い。どの様に読めばその解釈に辿り着くのか疑問が多いが、結局、倭人は朝鮮半島南部と日本列島の九州を中心に居た。

③ 中国での倭の地名

中国にも「倭」地名が存在する。黒竜江の近くの「倭肯鎮」(七台河市勃利県)、「倭肯河」(ハルビン市依蘭県)、「倭勒根河」(大興安嶺地区呼瑪県)、「倭山」(河南省信陽市)、「倭瓜溝」(河南省洛陽市汝陽県)、「埋倭」(江蘇省淮安市楚州区)、「倭壟」(福建省泉州市洛江区)に存在し地域的には中国北部と南部に分かれるが、いずれも大河の辺りである。

2 3世紀頃の中国の状況

3世紀頃は中国では三国志の時代、倭国では卑弥呼の時代にあたる。

魏志倭人伝をより深く理解するために、当時の中国の状況を眺めてみたい。

(1) 中国が考える皇帝と王とクニ

「王」とは地域の正統な支配者であり、「皇帝」は「王」の上に立つ唯一無二の支配者と考える。「国王」は皇帝が認めた「王」であり、国王が支配する地域を「クニ」と呼ぶ。

上記の考え方に立って中国が「クニ」と呼んだ日本各地を眺める必要がある。

中国が知らない土地にも「王」はいたかもしれないが、ひとまず除外して考える必要がある。

(2) 当時の地方行政

湖南省の長沙市の中心地で日本のスーパーの平和堂の出店予定地から大量の木(竹)簡

が発掘された。「走馬楼呉簡」と呼ばれている。以下、関尾史郎新潟大学名誉教授編の『三国志の考古学』（東方選書、2019年）を参考にさせていただくと、以下の状況であった。

- ① 租庸調の制度は地方行政レベルで確立していた。
- ② 地域は都、郷、里で構成されており、里は50戸程度で1戸は7人程度いた。
- ③ 戸籍制度は整備されており、夫婦は1夫1妻で、2家族が1戸になっている場合がある。ただし、地位の高い者は妻を2人娶っていた。また奴隷もあり、一家に所属していた。
- ④ 税は米、銭、布、獣皮など取れるもの何でも取る方式であった。

地方行政レベルは7世紀の日本での「大化の改新」レベルに近いと考えられる。租庸調制度や身分制度はほぼ確立していた。官吏は文字が書け、計算ができた。魏志倭人伝に拠れば、東夷の国々は酷い文化レベルで表現されているが、倭国は秩序正しい文化レベルの高い国として表現されている。魏志倭人伝に登場する役職名も木簡には登場し、多分に「陳寿」の思い込みがあるが、中国からの移住者の影響も無視できない。

3 まとめ

紀元前、非漢民族の1つに倭人がいた、倭人は1つの民族でなく、水辺に暮らし、国を持っていなかった。倭人は迫害の対象になり易く、広い範囲に広がった。

その経緯を辿ると次のようになる。

- ① 倭人は長江流域から黄河流域、朝鮮半島、日本列島に広く分布していた。
- ② その源流は長江付近の水辺の民であった可能性が高い。
- ③ 「呉越の戦い（紀元前6世紀）」に



- ③ 拠って、中国北東部、朝鮮半島に分布が広まり、稲作をもたらした。日本列島には紀元前5世紀頃に移り住み、弥生時代をもたらすとともに東アジアで唯一の倭王を誕生させた。埴輪などで高床式住居などが出土するのはその名残であろう。
- ④ 朝鮮半島と南部と九州地は経済圏として古くから一体化していた。「倭人は日本列島に存在し。新羅との闘いなどに毎回日本列島から派兵を行っていた。」とする考え方には無理がある。「任那日本府」なども韓国歴史学会からの圧力により正当に評価されていないが、両国共存の象徴として見直すべきである。
- ⑤ 3世紀の呉の地方行政の姿は7世紀の評の時代を彷彿させる。文字や暦、身分制度などの一部は、日本に伝わっていたと考えるべきであろう。隋書の「有軍尼一百二十人，猶中國牧宰。（軍尼・・中国の地方長官のごとし）」が好例であろう。

最近、中国雲南省に紀元前3世紀頃存在していた滇王国が話題になっている。出土した金印は倭奴国の金印に酷似しており、高床式住居や竪穴式住居の故郷である。女性の地位が高く巫女が存在した。タカラ貝を財産とするなど風俗習慣にも類似点が多い。日本人のルーツの1つであろう。今回の倭人の故郷とも密接に繋がっており、今後の調査が期待される。

倭寇

名古屋市 石田 泉城

1 はじめに

「東海の古代」100号記念論集として2009年に発刊された「古代への碑」に掲載されている拙稿“「倭寇」から探る「倭」”は、昨年佛教大学を退官された黄^{コウ} 當時^{トウジ}名誉教授からお褒めいただいた考察で、本稿では、それを再整理して、あらためて「倭寇」から「倭」を探ります。

2 「倭」と「日本」

(1) 『旧唐書』

過去の歴史書において、「倭」と「日本」は明確に使い分けられていたことは、よく知られています。

『旧唐書』の東夷伝の「倭国伝」と「日本国伝」です。

日本國者 倭國之別種也 以其國在日邊 故以日本為名 或曰倭國自惡其名不雅改為日本 或云日本舊小國 併倭國之地 其人入朝者 多自矜大 不以實對 故中國疑焉 又云 其國界東西南北各數千里 西界 南界咸至大海 東界北界有大山為限 山外即毛人之國 (『旧唐書』)

日本國は倭國の別種である。その國が日辺にあるので、日本という名とした。或いは、倭國自らその名を雅ならざるを惡^{みやび}みて改^{にく}めて日本とした。或いは日本は舊くは小國で倭國之地を併せたと云う……。 (泉城読み下し)

(2) 『高麗史日本伝』

さて、高麗史においてはどのように記述されているのか確認します。

『高麗史日本伝』(上下、武田幸男編訳、2005年)を参照します。

日本に関連する最初の記事は、999年で「日本国人」です。

日本国人の道要^{みと}弥刀^{イチョン}等二十戸、来没^おす。之を利川郡^{へんこ}に処らしめ編戸となす。

(『高麗史日本伝』)

日本人が高麗の利川^{イチョン}に出没し戸籍に組み入れられたという記事です。

この「日本国人」のほかに「日本国」「日本」「日本民」「日本国使」「日本人」「日本商」「日本商客」が記されています。

ところが、「倭」という文字が歴史書から見られなくなって久しい13世紀になって、「倭寇」とよばれる人々がこの高麗の文献に突然現れます。

『高麗史日本伝』において、「倭」が最初にみえるのは1223年です。このあと1225年、1226年、1227年と続きます。

高宗癸未10年(1223)5月甲子、倭、金州に寇す。

(『高麗史日本伝』)

そして「日本」と相対する形で「倭賊」、「賊倭」、「島倭」



倭寇像(長崎県五島市富江町山崎)

や、単に海賊や賊もあります。

ここで、注意しなければならないのは、海賊を突き詰めると、それは対馬の倭であると言っていることです。

海賊を窮推するに、すなわち対馬島の倭なり (『高麗史日本伝』)

つまり、日本列島全体ではなく、対馬を中心としているということです。

その活動範囲は、対馬、壱岐、九州北部、朝鮮半島南、濟州島、中国江南地方、そしてそれらを含む海域です。

この活動範囲は、「倭人は帯方の東南、大海の中に在り」とあるように、『魏志』倭人伝を始めとする中国史料の倭人の地域と重なっていると思います。

高句麗好太王碑には倭が高句麗の境界を何度も侵犯し、戦ったことが刻まれており、古田武彦説にもあるとおり、倭人伝の倭は朝鮮半島と九州にまたがる海峡国家です。

従って、私は、高麗の人々が、これらの地域を住まいとしている人々を「倭人」と呼んだのではないかと思います。



(3) 『明太祖実録』

『明太祖実録』(1418年完成)では、明の初代皇帝である洪武帝が、即位の詔を日本に遣わしましたが、その相手は、当時の太宰府や博多を制圧している征西将軍宮懐良親王でした。懐良親王は九州幕府で征夷大將軍と自称し、しかも明から日本国王と認定されています。また、その『明太祖実録』の中の洪武帝の国書では、「倭兵」の征伐を要請しています。

要するに、洪武帝は、九州幕府の懐良親王が日本国王であり、倭は、その九州幕府の日本とは異なる人々で、その倭兵がしばしば海辺に出没したと認識していたようです。

去歳より以来、北夷を殄絶してもって中国の主たるも、ただ四夷には未だ報ぜず。ちかごろ山東来たり奏するに、倭兵しばしば海辺に寇し、人の妻子を生離し、物命を損傷すと。故に書を修めて特に正統の事を報じ、かねて倭兵越海せるの由を諭す。詔書到れるの日、臣たるが如くんば表を奉じて来庭せよ。臣たらずんばすなわち兵を修めて自ら固め、永く境土を安じてもって天体に応えん。必ず寇盜を為すが如くんば、朕まさに舟師に命じて諸島に揚帆せしめ、その徒を捕絶し、ただちにその国に抵りその王を縛るべし。

(『明太祖実録』)

(4) 『海東諸国記』

『海東諸国記』(李氏朝鮮の申叔舟による歴史書、1471年完成)は、こうした人々を海賊と記述しています。肥前の松浦が海賊の拠点で、高麗末期に半島の南岸を侵したのは、ほとんどが松浦、壱岐、対馬の「三島海賊」であるとしています。

肥前州に上下松浦郡あり。海賊の居る所にして前朝の末に我が辺に寇する松浦党は壱岐、対馬の人と共に相率いて到る者多し。（『海東諸国記』）

（5）『吾妻鏡』

さらに『吾妻鏡』（あずまかがみ、1300年頃編纂）には、肥前（唐津）の人が、1232年に高麗で海賊をしたと記録されています。

貞永元年(1232年)閏九月十七日、鏡社（唐津の鏡神社か）の住人、高麗に渡り夜討ちを企つ。数多の珍宝を盗み取り帰朝するの間、守護人子細を尋ね問わんが為、彼の犯人等を召し取らんと欲するの処、預所守護の沙汰に交ゆべからざるの由を称し張行するの旨、注し申すに就いて、今日沙汰有り。預所抑留すべきに非ず。交名に任せ、早く守護所に召し渡すべし。乗船並びに賊物の事、同じく沙汰せしむべきの由、隠岐左衛門入道に仰せらると。（『吾妻鏡』）

そして朝鮮半島では、1350年の2月に、倭寇が高麗国の慶尚道の固城・竹林・巨済を大挙して襲ったことを契機に倭寇の活動が激しくなり、1367年、とうとう朝鮮政府が倭寇禁圧を日本に求めてきます。また、先に記したように同年に建国された明も、倭寇の禁圧を日本に求めてきます。ということは、朝鮮や中国の政府が手を焼くほど、倭寇の力が強かったということでしょう。

京都の室町に幕府が置かれていた室町時代のうち、南北朝時代（1333～1392年）の後、3代将軍義満によって南北朝が統一されたものの、南北朝時代、戦国時代ともに、日本列島には、いくつかの地域権力があり、先述のとおり南北朝時代の九州では後醍醐天皇の皇子である征西将軍懐良親王が明朝より日本国王と認められており、室町幕府から半独立状態なのかもしれません。

3 「倭寇」は侮蔑の表現だけではない

多くの方の理解は、「倭寇」は日本人の海賊であるというのが一般的であると思います。

こうした一般の考えを裏付けるように、田中健夫著の教育社歴史新書66『倭寇』には、このように記されています。

なお『高麗史』の記事は、日本や日本人のことを書く場合に、すべて「倭」としているわけではない。ときには「日本」という呼び方も使っている。「倭」はやはり、いくぶん侮蔑の意味がこめられていたのであろう。（『倭寇』田中健夫著、16頁）

また、同じ田中健夫著の『東アジア通交圏と国際認識』には次のように書いてあります。

倭寇の構成員について検討しよう。当然のことながら、まず倭人について考えねばならぬ。倭人という表現には日本人というのよりも多少侮蔑の意味がこめられている。朝鮮半島の資料に、北方の女真人のことを野人と称しているのと同類である。

（『東アジア通交圏と国際認識』田中健夫著、9頁）

田中健夫氏の認識は、倭人という呼び方は日本人をいくぶん侮蔑する表現であるというものです。確かにそうした一面もあるでしょう。しかし、私には単に侮蔑を込めるために「倭」の文字を使っているようには思えません。

たとえば、蒙古（元）及びその属国の高麗が日本を侵略した文永の役（1274年）、弘安

の役（1281年）について日本側は「元寇」と呼びます。つまり、侵略された日本側では、攻めてきた国の名の「元」に「寇」を付け足して「元寇」と呼称します。これに対し侵略してきた元や高麗からは、これを「日本征伐」といいます。つまり、攻められた側は攻めてきた相手の国名に「寇」を付けたし、攻める側は、侵略した国名に「征伐」を付け足して表現しています。

この例が一般的だとすれば、「倭寇」とは、攻められた側が呼んだもので、攻めてきた相手の名である「倭」に「寇」を付して、「倭寇」と呼んだと考えられます。

単に日本人を侮蔑するのであれば、「寇」そのものが賊のことですから「倭寇」と呼ばなくても「日本寇」でもよいでしょう。

ここでは攻めてきた相手が、「日本」ではなく「倭」であるからこそ「倭寇」と記したということに注意を向けるべきです。元・高麗には、明らかに「倭」は「日本」と異なる相手であると認識されていると考えるのが妥当です。

中世の日本で、室町幕府が掌握するのは畿内、瀬戸内、中部くらいで、東北、関東、九州は幕府の管轄外の辺境です。

とすれば、当時、琉球王国や蝦夷を除くと、日本列島には、倭、南朝、北朝の3つの権力が割拠していたといっても過言ではないでしょう。

特に倭寇の活動が盛んであったのは、足利義満が、中国・北九州地方の大名大内氏と幕府から半ば独立していた九州探題今川氏を屈服させる1400年頃までです。

すなわち、逆に考えれば、倭寇には大内氏や今川氏がバックにしていたとも言えるでしょう。

「倭寇」は、「倭人」を単に侮蔑の意味を込めて呼んだのではなく、「日本」とは明らかに異なる対象の人々であるようです。

4 「倭寇」は『魏志』倭人伝の「倭」に繋がる

『高麗史』（1451年完成）では室町幕府を「倭」と呼称する例はありません。

つまり、『高麗史』では、「日本」は室町幕府のことであり、この権力と敵対する権力として「倭」があるのではないのでしょうか。

倭寇の主力が朝鮮と日本の境界域に住む人々であったことは確からしいと思われま

す。また、『高麗史』に朝鮮南部の島々の人々が積極的に「倭語」を学んでいたという記述があります。

濟州流移の人民、多く晋州、泗川の地面に寓し、戸籍に載らず、海中に出没し、学びて倭人の言語、衣服を為し、採海の人民を侵掠す。（『高麗史』）

したがって、「倭語」は朝鮮半島で使われていた言葉や日本語とも異なる言葉を使っていたのではないかと推測されます。

つまり、「倭語」を話し「倭服」を着る者のことを、朝鮮や中国の人々が「倭寇」と読んでいたことは確実です。そしてその「倭語」は、いわゆる室町幕府で使用されていた日本語とは別のものか、日本語のなまりの強い感じなのかもしれません。地域の交流には「倭語」が必要なものとなっていたのでしょう。

「倭寇」が盛んに活動した14世紀ごろ、日本は、南北朝に分かれ、たいへん政情が不安

定でした。同時期の朝鮮や明などの東アジア各国においても不安定な政情でした。

私は、それらの政府が辺境まで統治する能力を失う中で、朝鮮・明の沿岸部を襲った武力集団、「日本」とは異なる統一された集団、もはや日本・朝鮮・中国の国家には押さえられないほどの力を持った集団、それが「倭寇」であったと思います。

そして、それこそ『魏志』倭人伝の「倭」に繋がるもの、そのように考えています。



『倭寇図巻』 <https://clioimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/view/idata/000/0080/2/10000006?m=all&n=20>

※ 『倭寇図巻』における倭寇は、下半身は裸で裸足、上半身に兜は身につけず衣をまとい、坊主頭で髭をたくわえ肩に刀剣を担いでおり面構えは獰猛のようです。

明代人の目に映る恐ろしい倭寇の印象を反映しています。

前回の例会の話題

- ・泉城の「論理の赴く」邪馬壹国
名古屋市 石田 泉城
- ・『日本書紀』における倭人伝の引用(3)
瀬戸市 林 研心

例会の予定

- 1 日時 令和6年2月17日(土)13時半～
 - 2 場所 名古屋市市政資料館
- 来月以降の例会 原則土曜日
(H6)3/9、4/13

年会費の納入のお願い

- 1 年会費 5,000円(会報誌等送料込み)
- 2 納入期限 2024年4月13日(例会予定日)
- 3 振込先

- 募集中!**
- ・金融機関 : ゆうちょ銀行
 - ・名称 : 東海古代研究会
トウカイコダイケンキョウカイ
 - ・店名 : 二一八 ・店番 : 218
 - ・口座 : 普通 1299395

会員の投稿について

- 会報誌への投稿 (編集担当: 石田)
toukaikodai@yahoo.co.jp
- 投稿締切り日 2月24日(土)

今後の会報誌送付について

これまで当会では、会員と友好団体向けの会報誌の発送をクロネコヤマトと契約しDM便を利用してきましたが、これが本年1月31日で廃止となりましたので、ゆうメールに切り替える予定です。

これに伴い、とりわけ部数が多い友好団体向けの郵送費に大きな影響が出るため、これを機に友好団体と相互に紙媒体で会報誌のやりとりをしていたものを、ご理解とご協力が得られた友好団体とはメールにファイルを添付する方法に切り替え、経費を抑えたいと考えています。

友好団体には2ヶ月に一度の配布が、2月から毎月のメール送付になります。

会員の皆様には、クロネコヤマトDM便からゆうメールに変更予定ですが、これまでどおり会報誌を送付致しますので、どうかよろしくお願ひします。